

## 平成26年度 第8回頸城区地域協議会次第

日時：平成26年9月26日(金)

午後6時00分から

場所：頸城コミュニティプラザ

2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

○地域を元気にするために必要な提案事業について

4 報告事項

○日本テクノ(株)との環境保全協定の締結について

資料No.1

○地域活動支援事業に係る地域協議会からの意見・課題について

5 そ の 他

6 閉 会



環 境 保 全 協 定 書

上 越 市  
日本テクノ株式会社

## 環 境 保 全 協 定 書

上越市（以下「甲」という。）と日本テクノ株式会社（以下「乙」という。）は、乙が上越市に設置する日本テクノ上越グリーンパワー（以下「発電所」という。）の環境保全について、上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）に基づく上越市環境基本計画を積極的に推進するとともに、それぞれの役割と責任を認識し、快適で環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、自主的かつ積極的に行動するため、次のとおり協定を締結する。

### （基本対策）

第1条 乙は、その事業活動に伴って生ずる環境汚染の未然防止を図り、もって環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の良好な生活環境を保全するため、環境保全関係諸法令（以下「法令」という。）を遵守するとともに、環境保全に積極的に取り組むものとする。

### （環境保全の実施）

第2条 乙は、法令、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例51号）及び上越市生活環境の保全等に関する条例（平成10年条例第31号）の規定を遵守するほか、別に定める環境保全計画書（以下「計画書」という。）に基づき、環境負荷の低減、良好な生活環境の保全を図るものとする。

2 甲及び乙は、環境保全に関する技術導入、情報交換等について、積極的に相互協力を行うものとする。

(環境保全施設の設置及び構造等の変更)

第3条 乙は、発電所において環境保全施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法等を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 乙は、環境保全施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法等を変更したときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(環境保全組織の整備)

第4条 乙は、自主的かつ積極的な環境保全活動を継続して推進するための組織及び管理機構を整備するとともに、発電所内の環境教育の充実に努めるものとする。

(監視及び測定)

第5条 乙は、計画書に定めるところにより監視及び測定を行い、その結果を記録し保管するものとする。

(報告)

第6条 乙は、計画書に定めるところにより監視測定結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求めることができるものとする。

(立入検査等)

第7条 甲は、この協定の目的を達成するために必要があると認めるとき

は、発電所に立ち入り、検査又は調査することができるものとする。

(事故発生時の措置)

第8条 乙は、環境保全施設の重大な故障破損その他計画書を遵守できない事象等が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに甲にその状況を報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に対して講ずるべき事項を指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

(苦情の処理)

第9条 乙は、工場の操業によって生じた公害に関する苦情の申立てがあったときは、速やかに誠意をもって当該苦情の解決にあたるものとする。

(被害の補償等)

第10条 乙は、工場の操業によって地域住民に被害を与えた場合には、直ちにその原因の除去に努めるとともに、その被害について責任をもって補償その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合、甲は利害関係者と協議し、この解決の促進に努めるものとする。

(関連事業者に関する責務)

第11条 乙は、発電所構内で操業及び作業している関連事業者に対し、環境の保全及び事故の発生防止について積極的に指導及び監視を行うものとする。

2 乙は、前項の関連事業者が環境の保全について問題を生じさせた場合

には、その対応窓口となり、誠意をもってその処理にあたるものとする。

(環境美化等)

第12条 乙は、発電所構内の緑化等環境美化を推進し、周辺の景観と調和した施設の整備に努めるものとする。

(環境保全施設の改善)

第13条 乙は、環境の保全に関する技術開発の進展に応じ、環境保全に関する施設の改善を積極的に行い、汚染物質等を更に低減させるよう努めるものとする。

(改定)

第14条 環境の保全上この協定又は計画書を改定する必要がある場合には、甲と乙が協議し決定するものとする。

(協議)

第15条 この協定実施のために必要な事項、この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項等については、甲と乙が必要に応じ協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月28日

新潟県上越市木田1丁目1番3号

甲 上 越 市

市 長

村 山 秀 幸



東京都新宿区西新宿一丁目25番1号新宿センタービル51階

乙 日本テック株式会社

代表取締役社長

馬 本 英





環 境 保 全 計 画 書  
(日本テクノ上越グリーンパワー)

平成 2 6 年 8 月 2 8 日

日本テクノ株式会社



# 環境保全計画書

日本テクノ株式会社は、上越市との間で締結した平成26年8月28日付環境保全協定（以下「協定」という。）第2条第1項に基づき、本書のとおり環境保全計画書を定める。

## 第1 大気汚染防止対策

発電所から発生するばい煙、粉じんの発生の低減に努め、発電所周辺の生活環境に悪影響が生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

### 1 使用燃料

発電設備に使用する燃料の種類は、天然ガスとする。

### 2 窒素酸化物

窒素酸化物の排出濃度は、次のとおりとする。

	排出濃度
各排出口	250 ppm 以下

### 3 一般粉じん

粉じんが発生しないように適切な対策を講じ、その飛散防止に努めるものとする。

## 第2 水質汚濁防止対策

発電所から排出される生活排水・雑排水により発電所周辺の環境に悪影響を与えないよう、関係法令に基づき適切な措置を講ずるものとする。

### 第3 騒音防止対策

発電所の操業に伴って発生する騒音レベルは、発生の低減に努め、発電所周辺の生活環境に悪影響が生じないように、適切な措置を講ずるものとし、敷地境界線において次表のとおりとする。

時間の区分		騒音レベル
朝	午前6時から午前8時まで	65dB以下
昼間	午前8時から午後8時まで	70dB以下
夕	午後8時から午後10時まで	65dB以下
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	60dB以下

### 第4 振動防止対策

発電所の操業に伴って発生する振動レベルは、発生の低減に努め、発電所周辺の生活環境に悪影響が生じないように、適切な措置を講ずるものとし、敷地境界線において次表のとおりとする。

時間の区分		振動レベル
昼間	午前8時から午後8時まで	65dB以下
夜間	午後8時から翌日の午前8時まで	60dB以下

### 第5 悪臭防止対策

発電所から排出される悪臭により付近住民等に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるものとする。

## 第6 地盤沈下防止対策

発電所構内において、地下水の汲み上げは、行わないものとする。

## 第7 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の処理については、排出源における質及び量を的確に把握するとともに、適正に処理するものとする。

また、産業廃棄物等の有効利用を図ることにより、排出量の減少に努めるものとする。

## 第8 緑化・景観対策等

- 1 緑地及び緑地以外の環境施設面積を適切に配置し、その適正な育成管理に努めるとともに周辺の景観との調和を図るものとする。
- 2 発電所の建屋等の色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。

## 第9 監視・測定

大気、騒音、振動の監視及び測定は、別表1のとおり行うものとする。また、監視及び測定を行った結果の記録は、3年間保管するものとする。

## 第10 監視・測定結果等の報告

第9に示す監視・測定結果については、別表2のとおり

とりまとめたうえ、速やかに報告するものとする。

#### 第11 環境保全施設

協定第3条、第8条及び第13条に定める環境保全施設とは、電気事業法、大気汚染防止法等の公害関係法令並びに新潟県及び上越市の環境保全条例に基づくばい煙発生施設、ばい煙処理施設、排水処理施設、騒音・振動発生施設等の施設をいう。なお、騒音・振動発生施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法等を変更しようとする場合であっても、周辺生活環境を悪化させないものとしてあらかじめ甲乙で確認したものについては、協定第3条第1項に定める協議は不要とする。

以上

別表 1

測定項目		測定頻度	測定場所
大気	ばいじん	大気汚染防止法に基づく 測定頻度	測定口
	窒素酸化物	大気汚染防止法に基づ く測定頻度 ※	
騒音		1回/年	敷地境界
振動		1回/年	敷地境界
備考			
測定方法は法令で定める方法とするが、定めのないものについては J I S に定める方法とする。なお、定められた方法がない場合には、もっとも適切な方法とする。			

※燃料ガスの組成が 2016 年 10 月に調整される予定。調整されて以降、ガス流量が 40,000m<sup>3</sup>N/h/台未満であることが確認された場合、大気汚染防止法に基づく測定頻度（窒素酸化物:2か月に1回以上→年に2回以上）への見直しをする。

別表 2

報告項目			報告頻度
大気	ばいじん	濃度測定値	測定毎
	窒素酸化物	濃度測定値	
騒音		昼間・夕の測定値	年度毎
振動		昼間・夜間の測定値	年度毎